

国際園芸アカデミー データ集



— 目次 —

設置条例・教育理念・教育目標	P. 1
学校の概要	P. 2
専攻コースの概要	P. 3
授業のカリキュラム(2年間の開講科目)	P. 4
施設概要	P. 5
開学から現在に至るまでの経緯	P. 9
受験者数と入学者数	P. 10
学生の状況	P. 11
学生の就職状況	P. 12
教員の状況	P. 14
花き作付面積・産出額推移(全国)	P. 15
花き作付面積・産出額推移(岐阜県)	P. 16
花・植木小売業の売り上げ推移(全国・岐阜県)	P. 17
造園工事業の完成工事高の推移(全国)	P. 18
造園工事業の完成工事高の推移(岐阜県)	P. 19
都市公園等の開設面積の推移(全国)	P. 20
都市公園等の開設面積の推移(岐阜県)	P. 21
岐阜県花きの振興に関する条例	P. 22
花き振興に関する法律	P. 24
岐阜県立国際園芸アカデミー条例	P. 28

設置条例

花と緑に関する専門的かつ総合的な知識及び技術を有する人材を育成することにより、花と緑の産業の発展及び文化の振興を促進し、健康でこころ豊かな生活を創造するため、可児市に岐阜県立国際園芸アカデミーを平成16年4月に設置

教育理念

花と緑の産業と文化の発展に寄与し、健康でこころ豊かな生活を創造できる専門的かつ総合的な知識及び技術を修得した人材の育成

教育目標

花と緑に関する高度な知識と技術を持ち、産業を現場で支える担い手として活躍できる実践者の育成

学校の概要

(1) 設置形態

- ・学校教育法に基づく「専修学校」
- ・開校時期：平成16年4月1日
- ・設置場所：可児市塩1094-8

(2) 入学資格

- ・高等学校卒業程度以上

(3) 修業年限

- ・マイスター科 2年制

(4) 専攻コース

- 1 学年後期から専攻コースを選択
- ・花き生産コース
- ・花き装飾コース
- ・造園緑化コース

(5) 総定員

- ・40名（1学年20名）

(6) 進級・修了要件

- 第1学年で修得すべき科目の時間数
- ・900時間以上
- 修了要件
- ・1,800時間以上

(7) 推奨する資格の取得支援

- 資格取得に向けた授業科目を開講
- ・園芸装飾技能士
- ・造園技能士
- ・フラワー装飾技能士
- ・造園施工管理技士
- ・初級園芸福祉士

(8) 生涯学習

「花と緑」に関心のある園芸業界の実務者を対象とした生涯学習部門を開講

<一般向け>

- ・植物の育て方講座
- ・花育講座
- ・花壇づくり講座
- ・花の管理基礎講座

<実務者向け>

- ・公園の管理運営実践講座
- ・園芸福祉講座
- ・生産者向け商品企画提案

専攻コースの概要

◆花き生産コース

切り花、鉢花、花苗等の生産管理技術のほか、商品提案や出荷等の流通・販売についても学び、生産から販売までの技術・知識を習得

栽培実習



◆花き装飾コース

フラワーアレンジメント、寄せ植え、園芸装飾など、花と緑を活用した花束からディスプレイまで幅広く学び、装飾技術や管理手法を習得

装飾実習



◆造園緑化コース

庭園や緑化などによる快適な生活環境の創造について学び、デザインや設計、施工、管理技術などを習得

造園実習



授業のカリキュラム(2年間の開講科目)

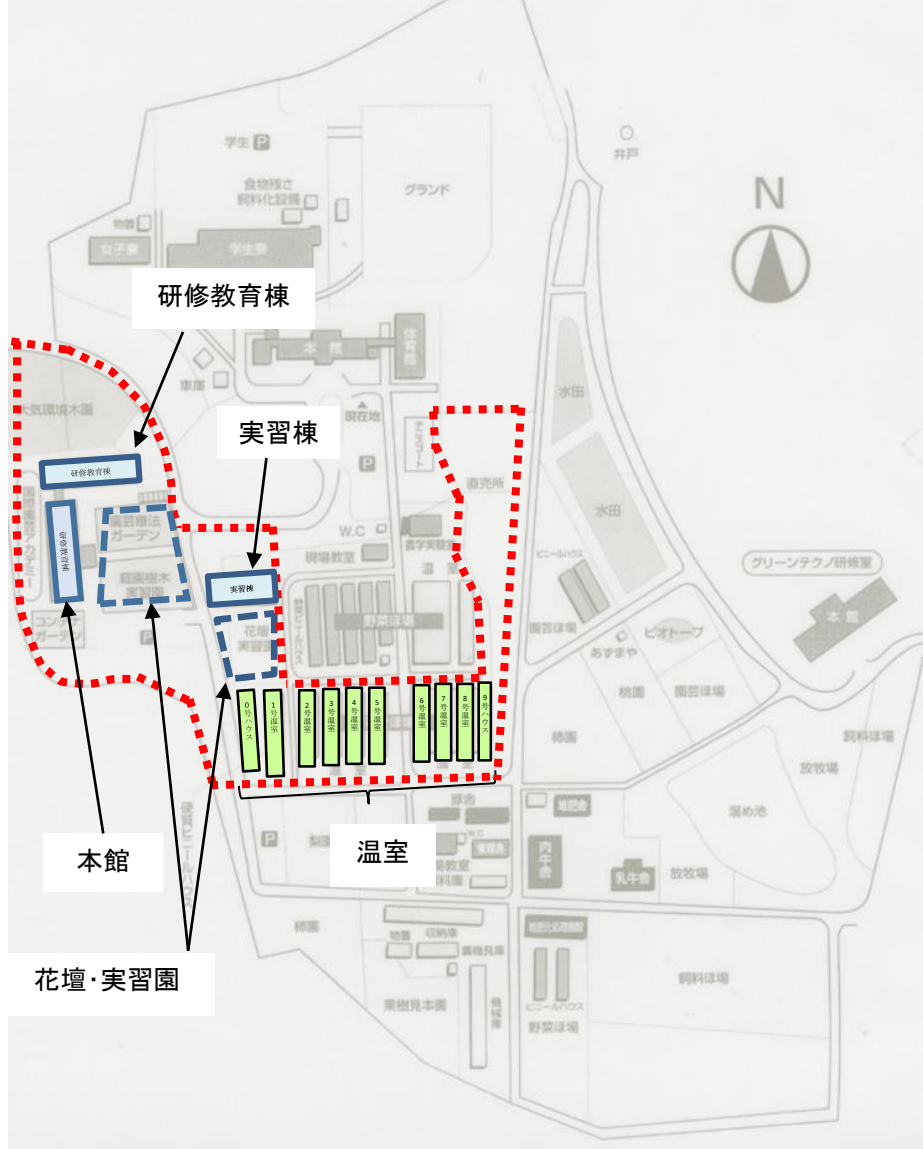
	1年次		2年次		
	前期	後期	前期	後期	
花き生産	栽培・生産論 植物生理学 花き生産流通実習1	花き生産流通実習2 生産プロジェクト実習1	基礎育種学 生産プロジェクト実習2 卒業研究・卒業制作1	卒業研究・卒業制作2	
花き装飾	園芸装飾実習1 フラワーデザイン実習1 3級フラワー装飾技能 検定対策実習	園芸装飾実習2 フラワーデザイン実習2	フラワーデザイン実習3 2級フラワー装飾技能検定 対策実習 卒業研究・卒業制作1	卒業研究・卒業制作2	
造園緑化	花修景実習1 造園学概論 造園施工・管理実習1 3級造園技能検定対策 実習	花修景実習2 造園施工・管理実習2 測量・製図実習 CAD製図実習	花修景実習3 造園施工・管理実習3 造園計画演習 2級造園技能検定対策実 習 卒業研究・卒業制作1	造園工学・施工論 公園・緑化概論 卒業研究・卒業制作2	
共通	植物管理基礎実習1 Global Communication in Horticulture1 園芸流通概論	植物管理基礎実習2 Global Communication In Horticulture2 伝統園芸実習 基礎会計	商品動向リサーチ1 キャリアデザイン1 職場体験実習1 園芸福祉論・実習 園芸色彩学	植物管理基礎実習3 商品動向リサーチ2 キャリアデザイン2 職業体験実習2 園芸文化研修 海外視察研修 起業・経営シミュレーション	職業体験実習3 SNSプロモーション

◆1年次前期:全コースを網羅した「花と緑」の基礎を学習

◆1年次後期~2年次:花き生産、花き装飾、造園緑化コースのいずれかを選択し、花と緑の企業と連携した実践重視の授業を行い、高度な専門性を持った人材を育成

施設概要(敷地)

施設面積 7,670m²
(敷地全体15,000m²)



◆校舎建物

- ・本館棟(木造2階建て)
1棟 995m²
- ・研修教育棟(木造一部RC平屋建)
1棟 696m²
- ・実習棟(木造平屋建)
1棟 259m²

◆実習エリア

- ・温室等栽培実習施設
10棟 1,900m²
- ・花壇・実習園他
3,820m²



施設概要(建物等)

①本館



- ・講義室、ゼミ活動スペース
- ・会議室・教員等の執務室
(全コース)

②研修教育棟



- ・図書室、講義等の実施実習室
(全コース)

③実習棟



- ・園芸・装飾実習及び検定実習等の実習室
(花き生産コース)
(花き装飾コース)

④温室ハウス

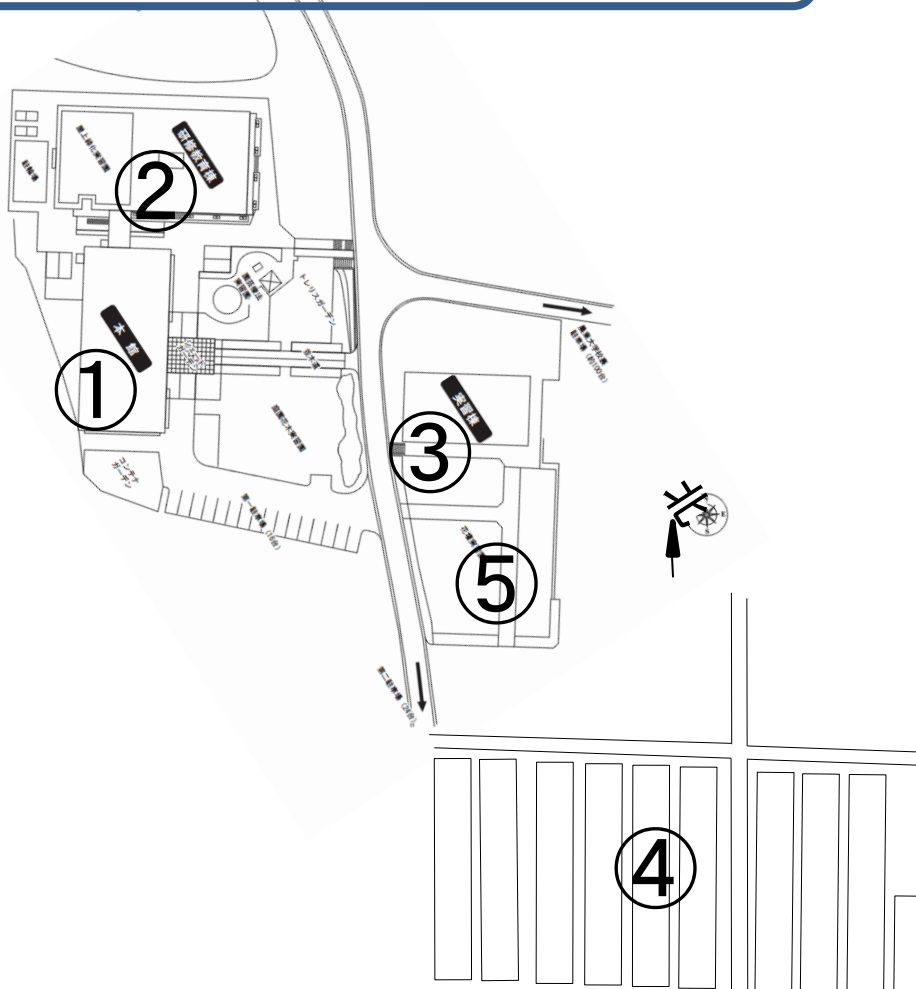


- ・栽培実習
(花き生産コース)
- ・装飾実習
(花き装飾コース)

⑤実習園



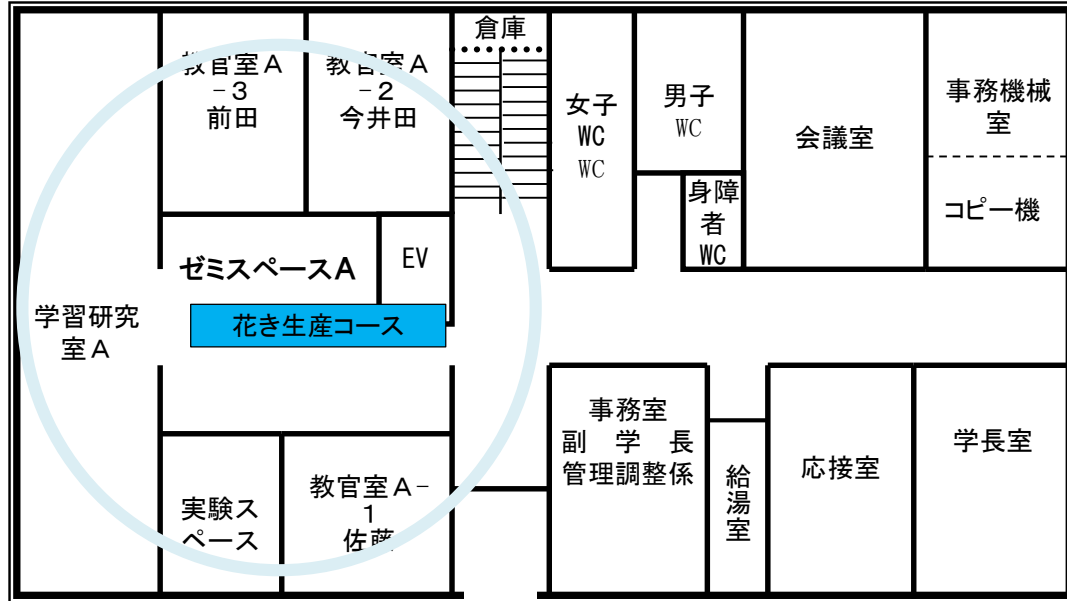
- ・造園施工実習
- ・花修景実習
(造園緑化コース)



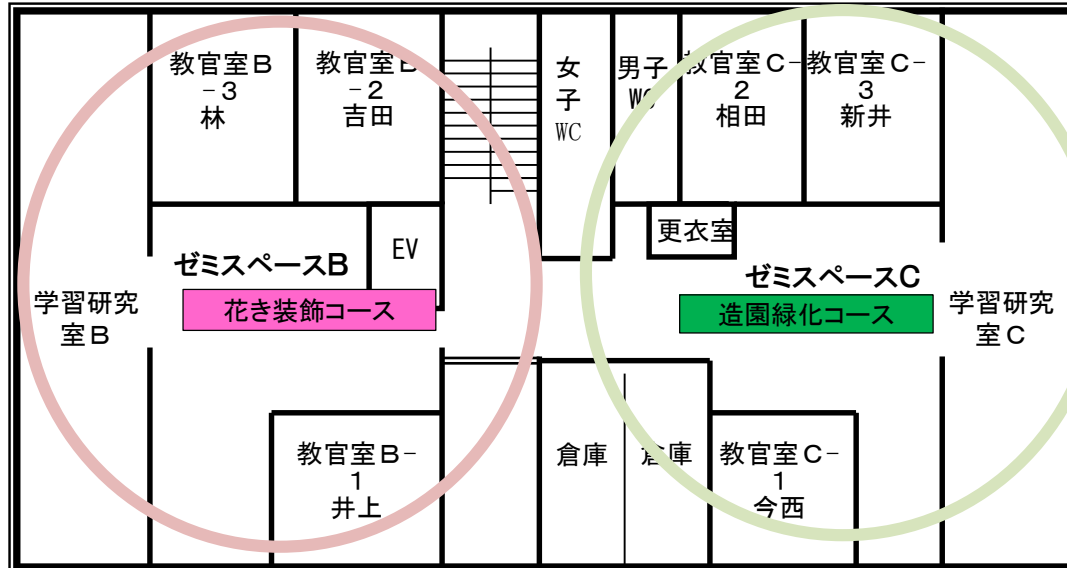
施設概要(本館)

本館(995㎡)

本館 1F

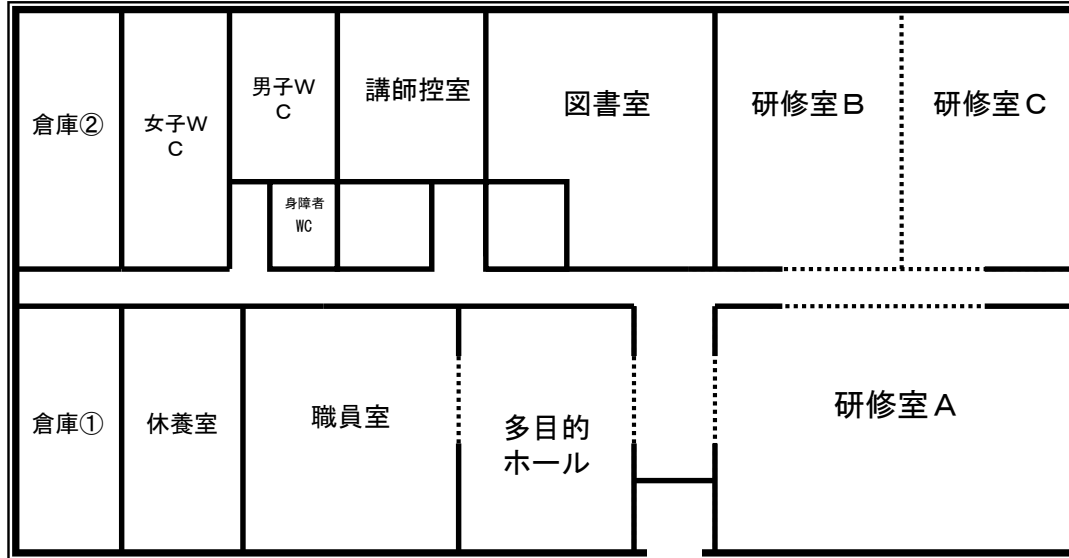


本館 2F



施設概要（研修教育棟・実習棟）

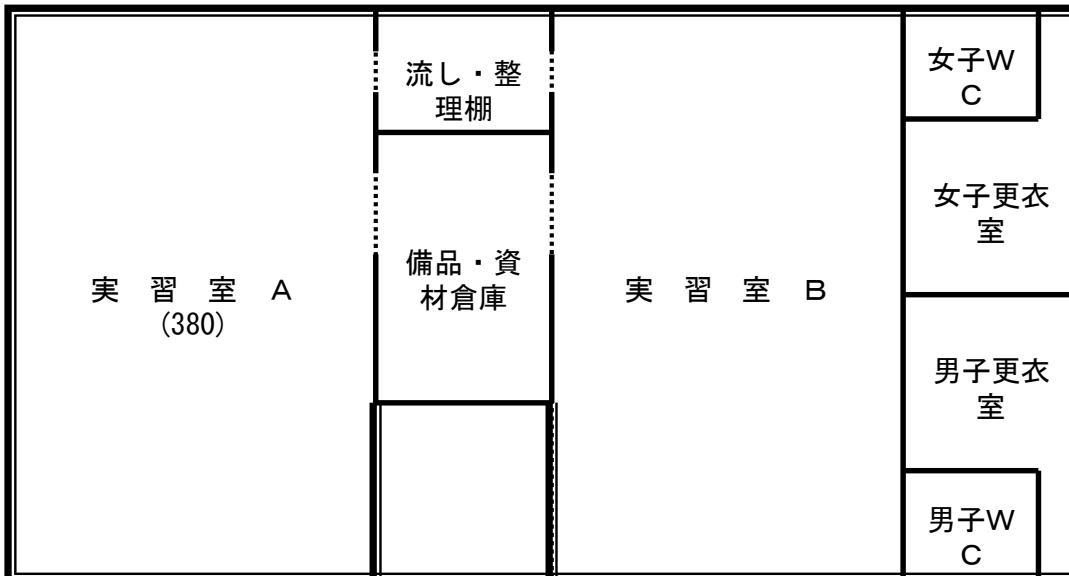
研修教育棟(696㎡)



研修室A



実習棟(259㎡)



実習室B



開学から現在に至るまでの経緯

平成16年度

岐阜県立国際園芸アカデミーを開学

- ・ 学校教育法に基づく専修学校
- ・ 上級マイスター科(コース:生産、装飾、環境) 定員：1 学年10名 修業年限:4年
- ・ マイスター科(コース:生産、装飾、造園緑化) 定員：1 学年20名 修業年限:2年

平成20年度

国際園芸アカデミー検討委員会を設置

- ・ 岐阜県行財政改革指針策定に伴い、設立効果の検証と今後の運営方針を検討
- 修了要件(修得すべき科目の時間数) 2,400→2,100時間に改正

平成23年度

上級マイスター科への学生募集を停止

平成24年度

上級マイスター科を廃止。平成25年度からマイスター科のみとなる

平成29年度

「職業実践専門課程」を文部科学省より認定

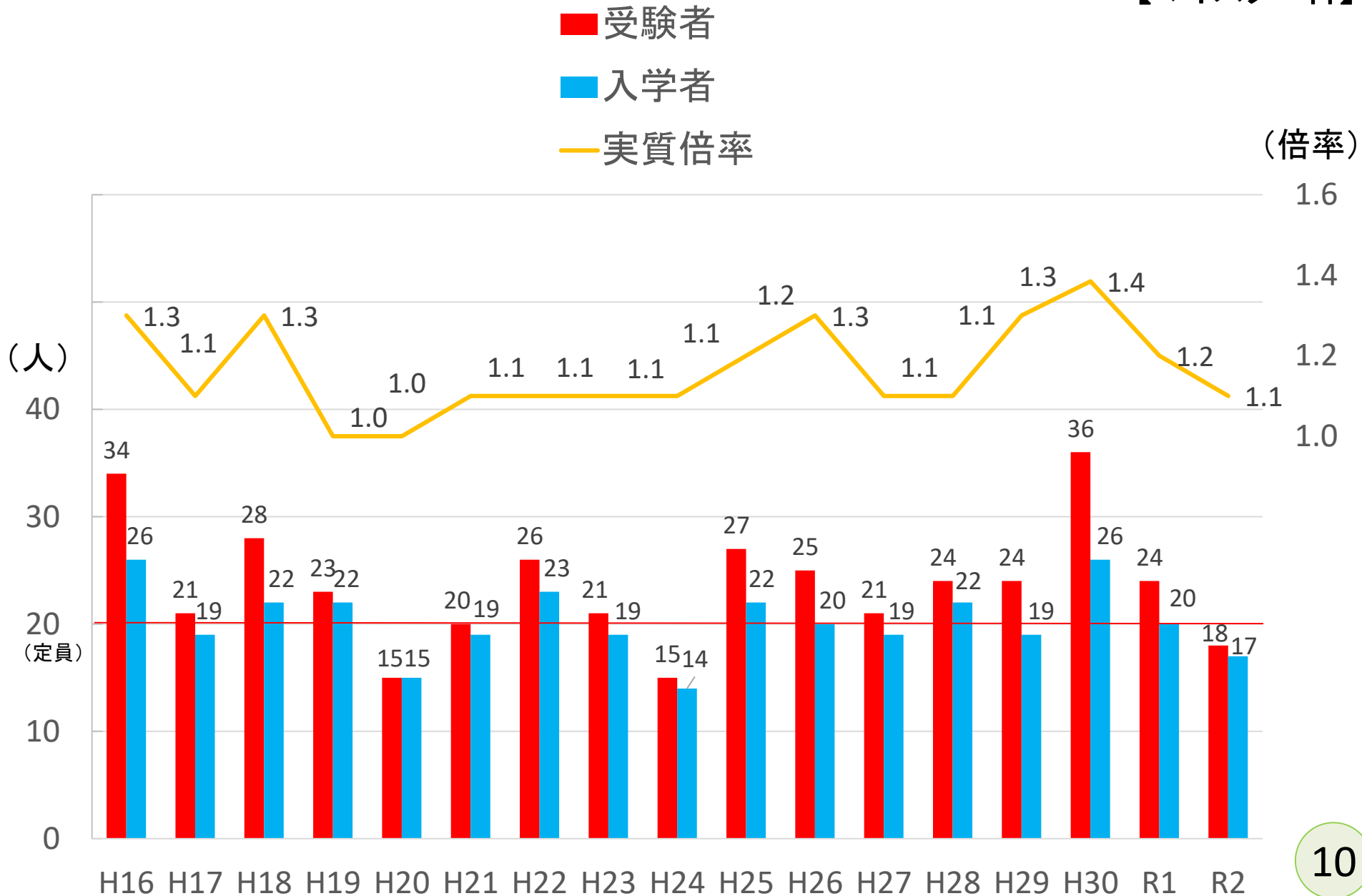
- ・ 企業や生産者等と結びついた実践的な授業を実施

平成31年度

修了要件(修得すべき科目の時間数) 2,100→1,800時間に改正

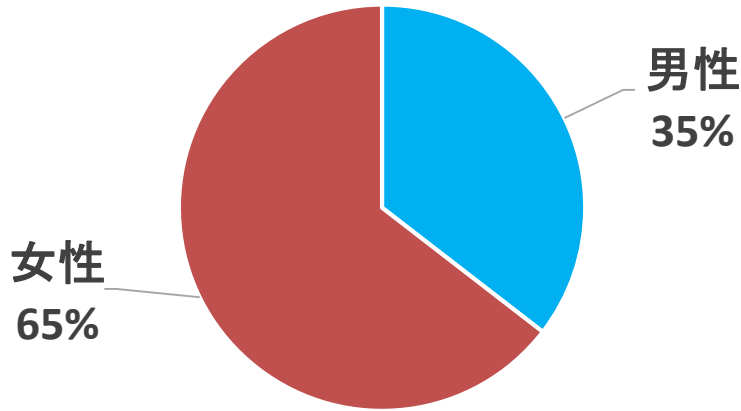
受験者数と入学者数

【マイスター科】

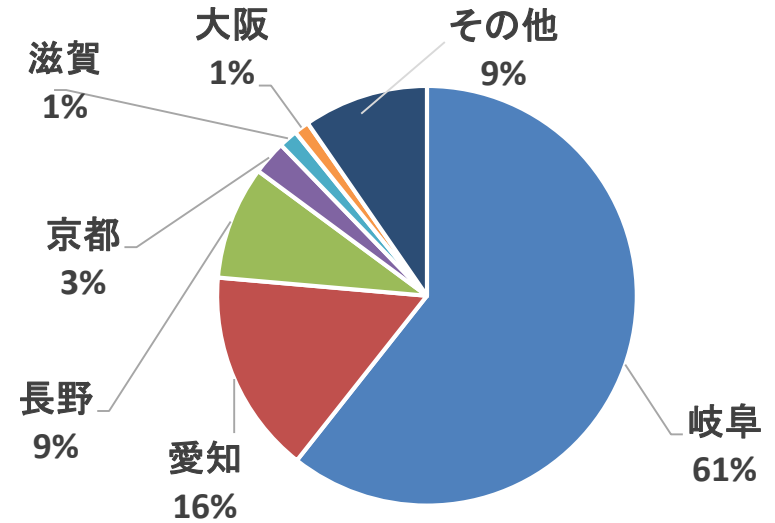


学生の状況

平成16年～令和2年度男女比率



【マイスター科】
平成16年～令和2年度出身地比率



(人)

30

25

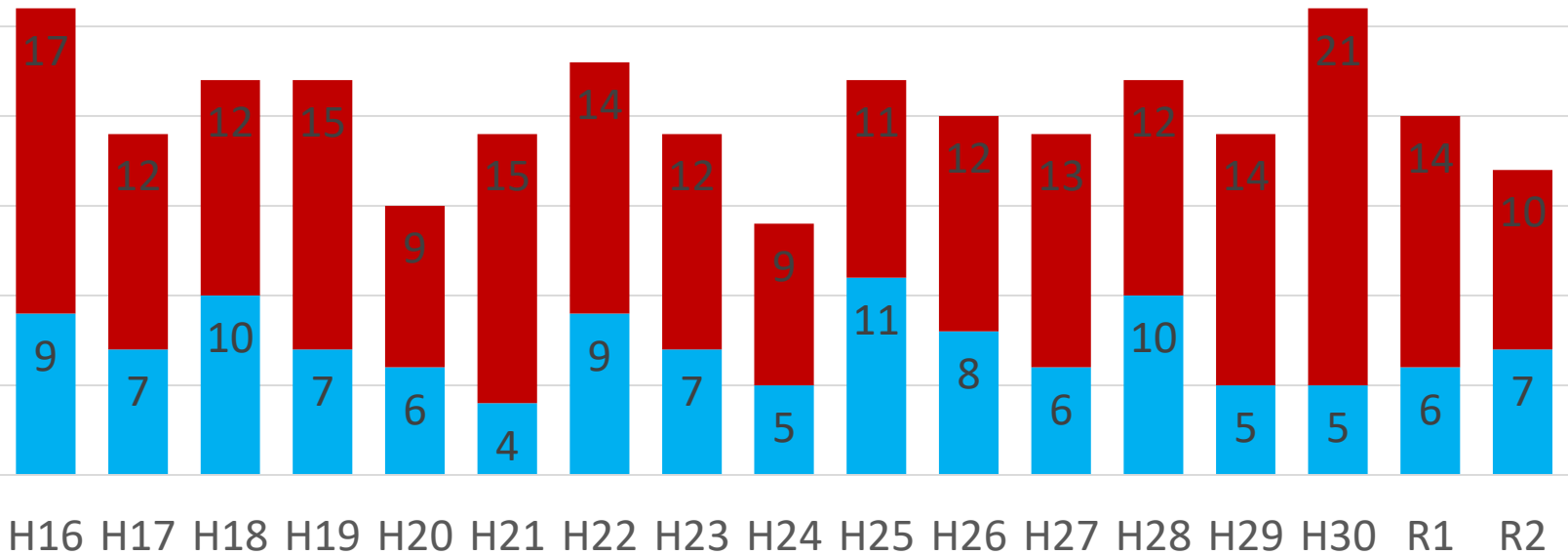
20

15

10

5

0

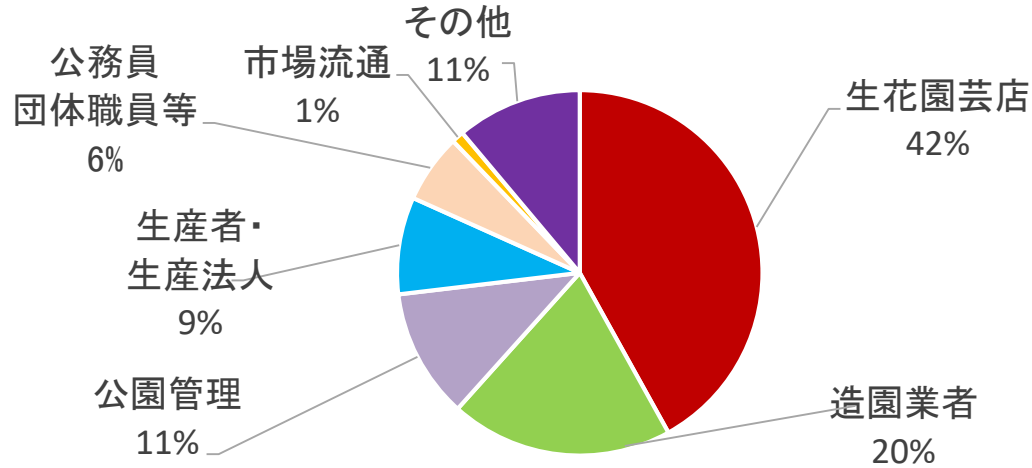


■ 女性
■ 男性

学生の就職状況（就職先）

平成17～令和元年度までの就職先比率

【マイスター科】



(人)

25

20

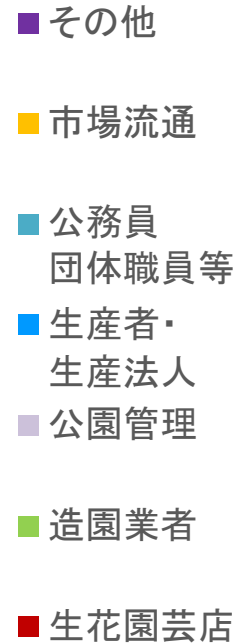
15

10

5

0

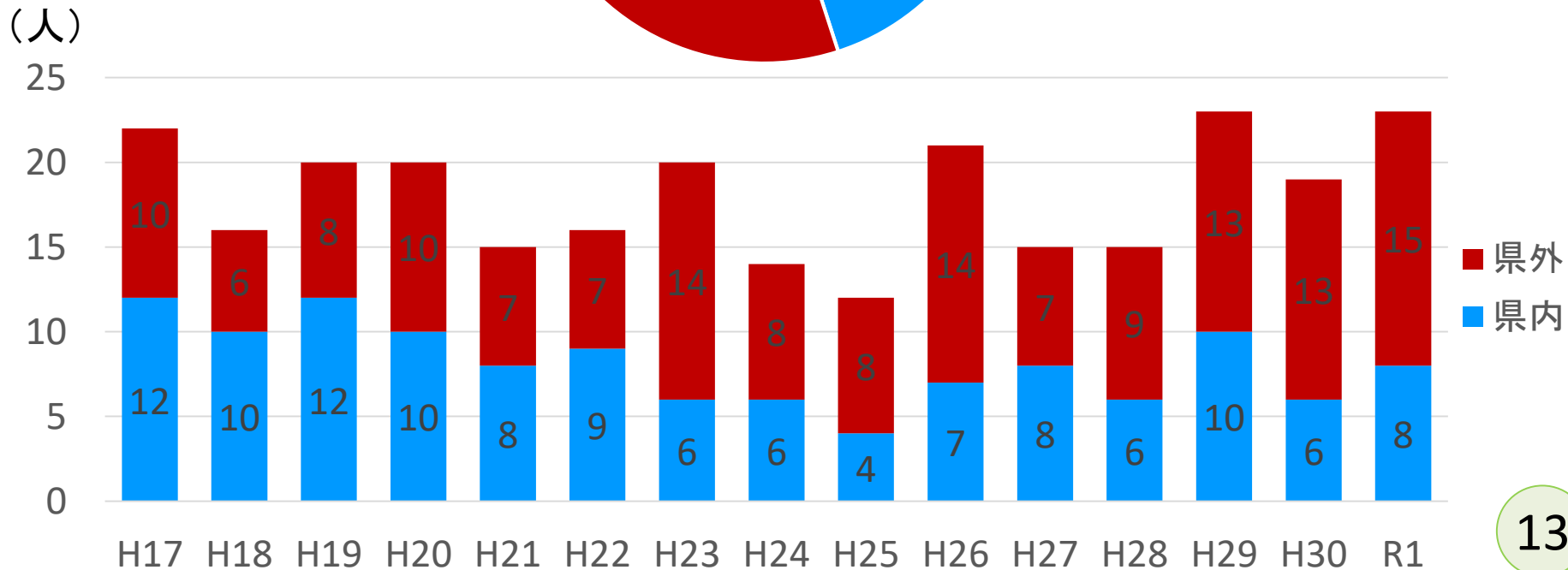
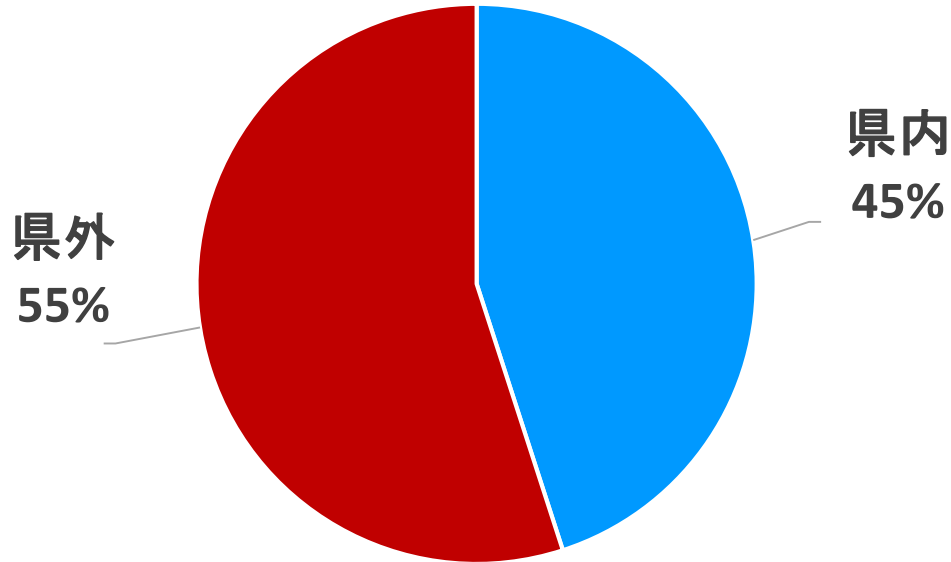
H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1



学生の就職状況(県内外)

【マイスター科】

平成17～令和元年度までの岐阜県内外就職比率

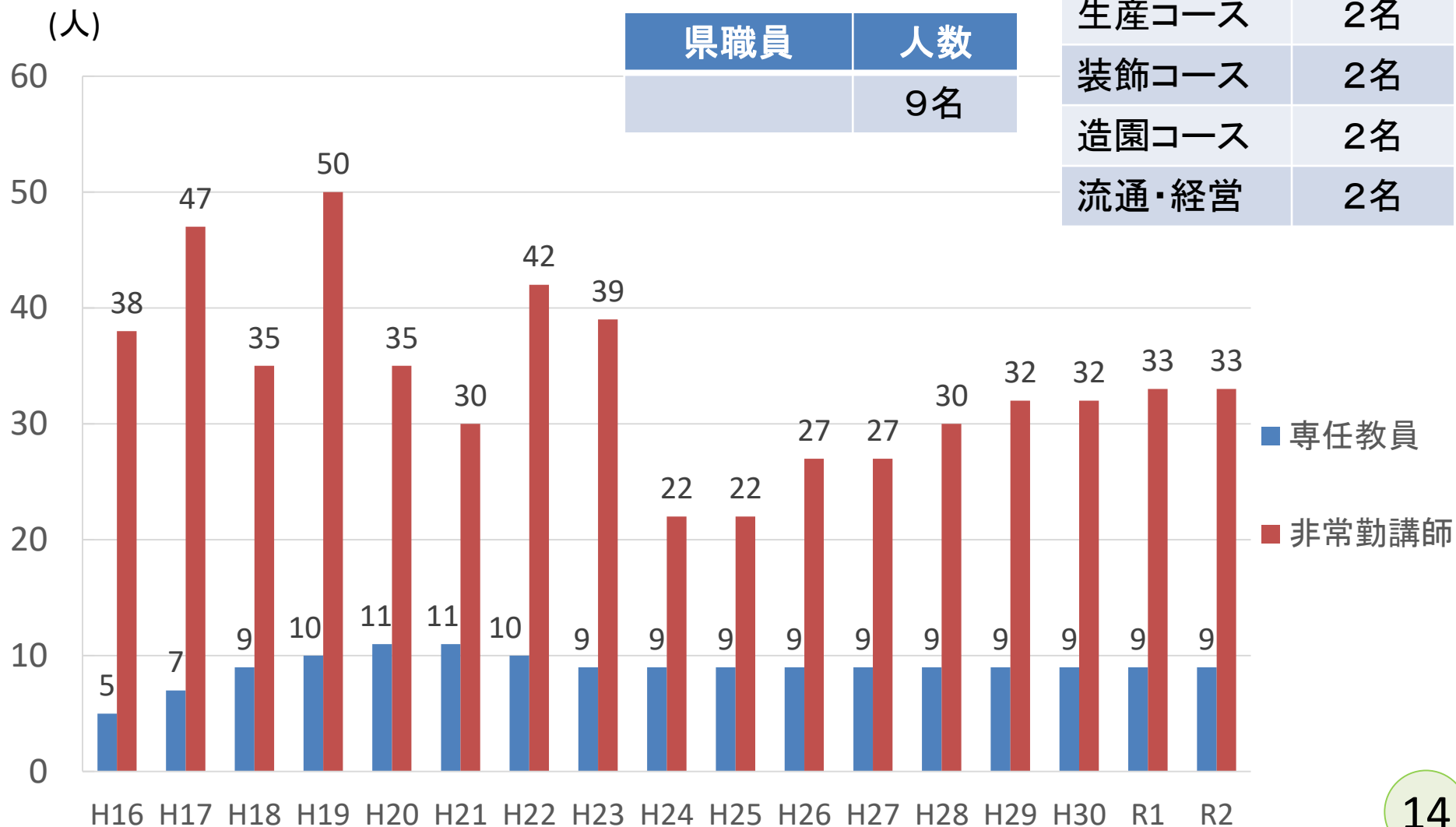


教員の状況

非常勤講師	人数
	33名

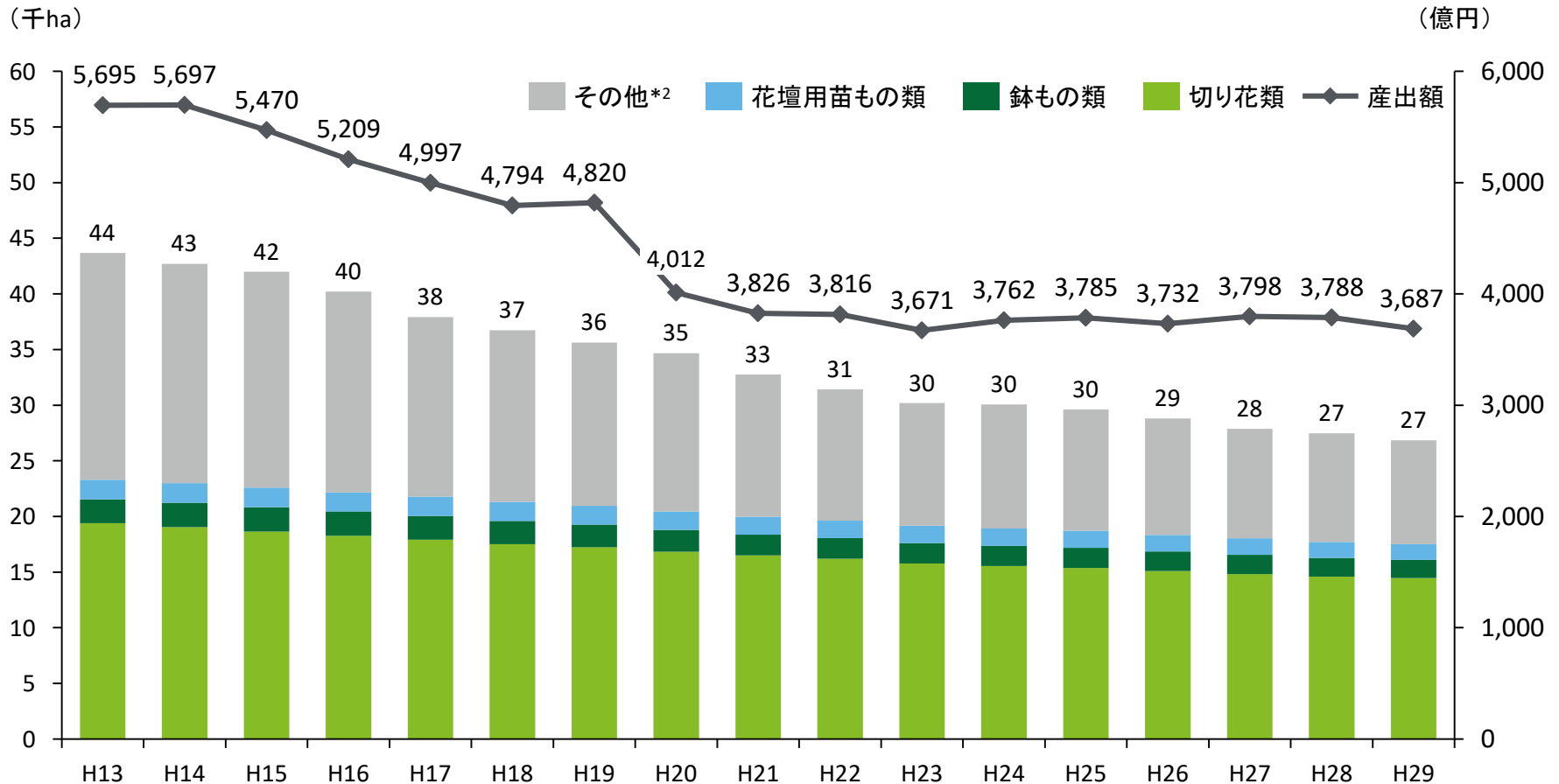
専任教員	人数
学長	1名
生産コース	2名
装飾コース	2名
造園コース	2名
流通・経営	2名

県職員	人数
	9名



花き作付面積・産出額推移(全国)

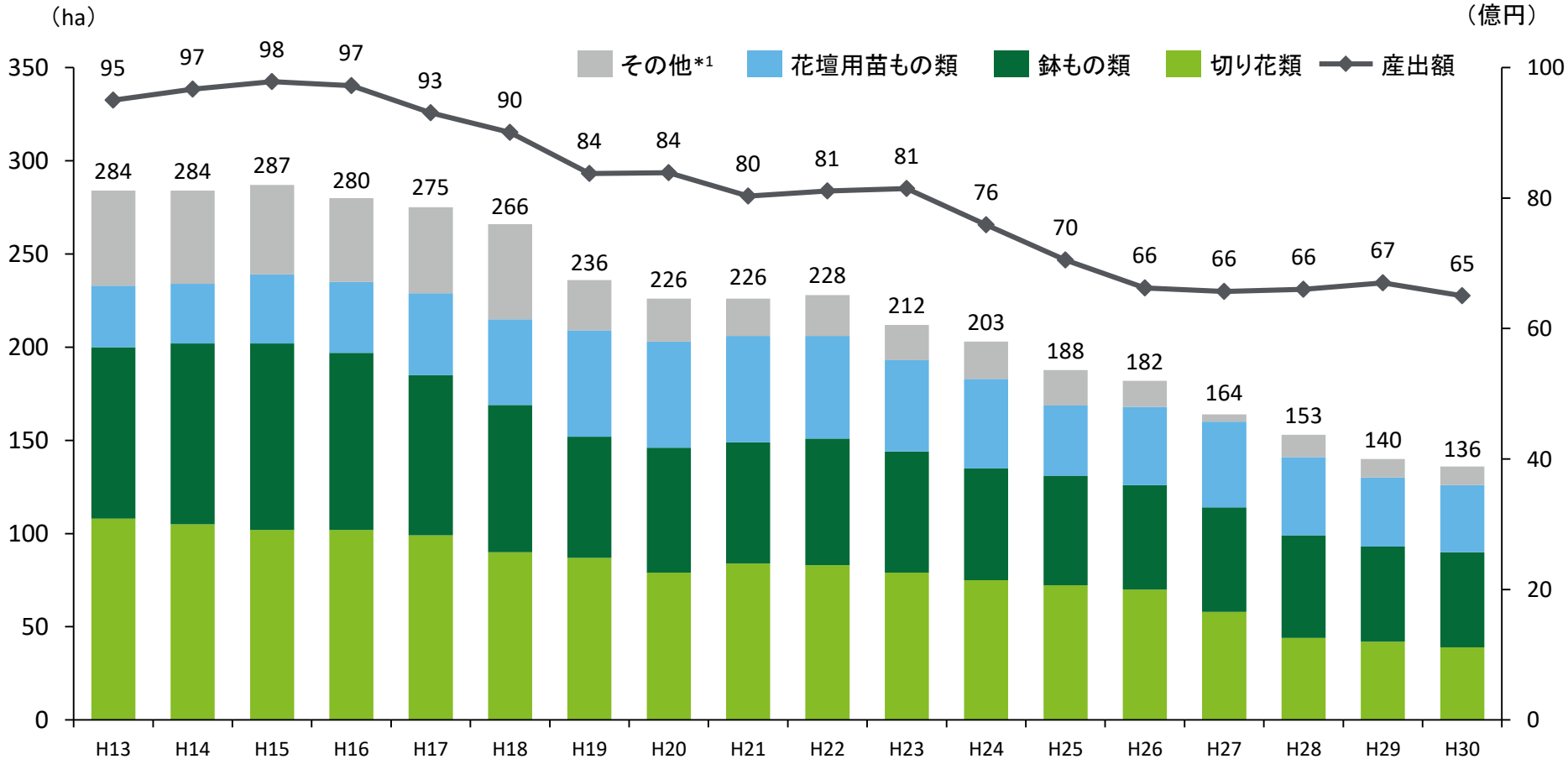
【花き市場の動向(全国)】H17年度以降、花きの算出額および生産面積については、減少傾向にあります、生産額については、H24年度以降、ほぼ横ばいです



出所:農林水産省「花木等生産状況調査」 *1:H18年についてはデータなし *2:その他:花木類、球根類、芝、地被植物類

花き作付面積・産出額推移(岐阜県)

【花き市場の動向(岐阜県)】切り花類とその他の産出額が低下しており、鉢物類および花壇用苗ものの類はほぼ横ばいであるため、全体としては下降トレンドにあります



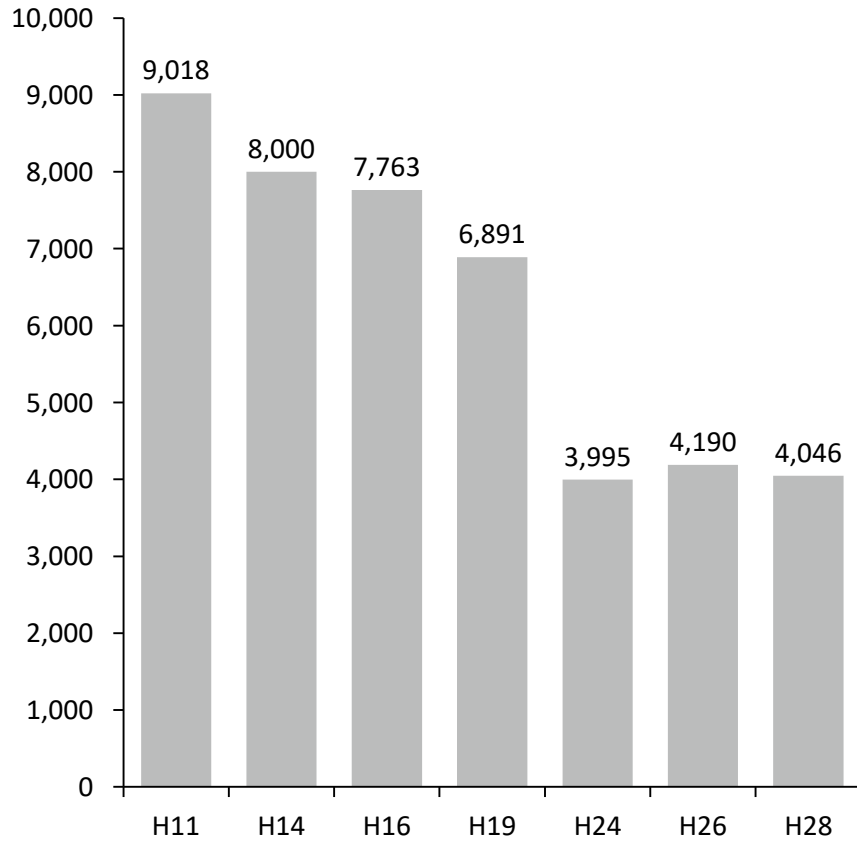
出所:岐阜県「岐阜県の花き生産の概要」 *1:その他:花木類、球根類、芝、地被植物類

花・植木小売業の売り上げ推移(全国・岐阜県)

【花き装飾業の動向】景気の低迷により、花・植木小売市場は、H19年以降著しく減少しており、H24年度以降はほぼ横ばいとなっています

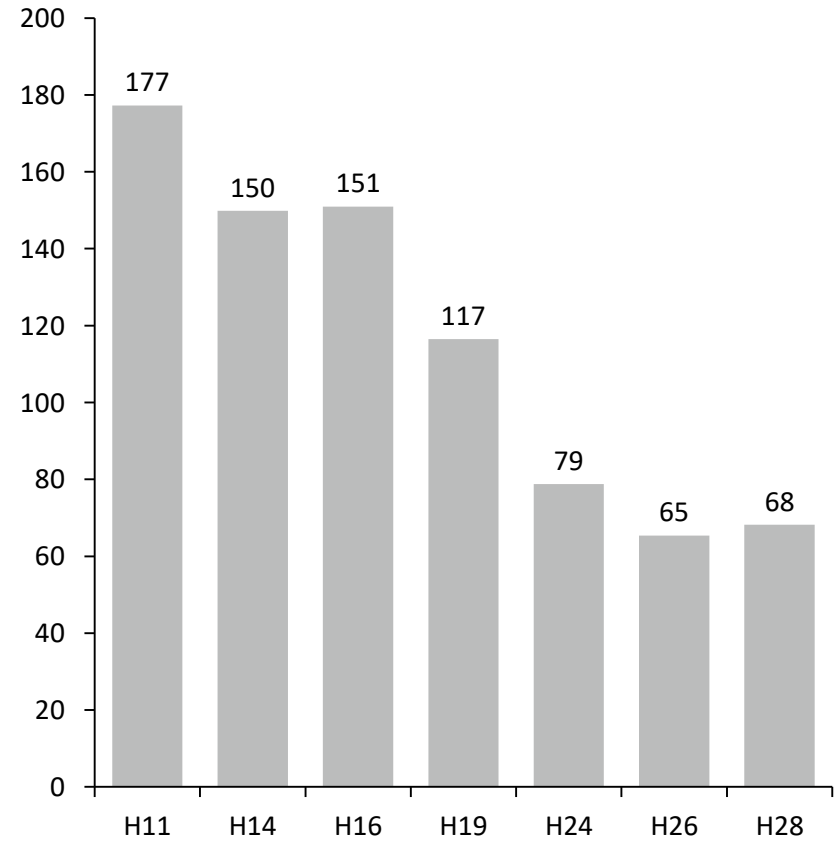
花・植木小売業の売り上げ推移(全国)

(億円)



花・植木小売業の売り上げ推移(岐阜県)

(億円)

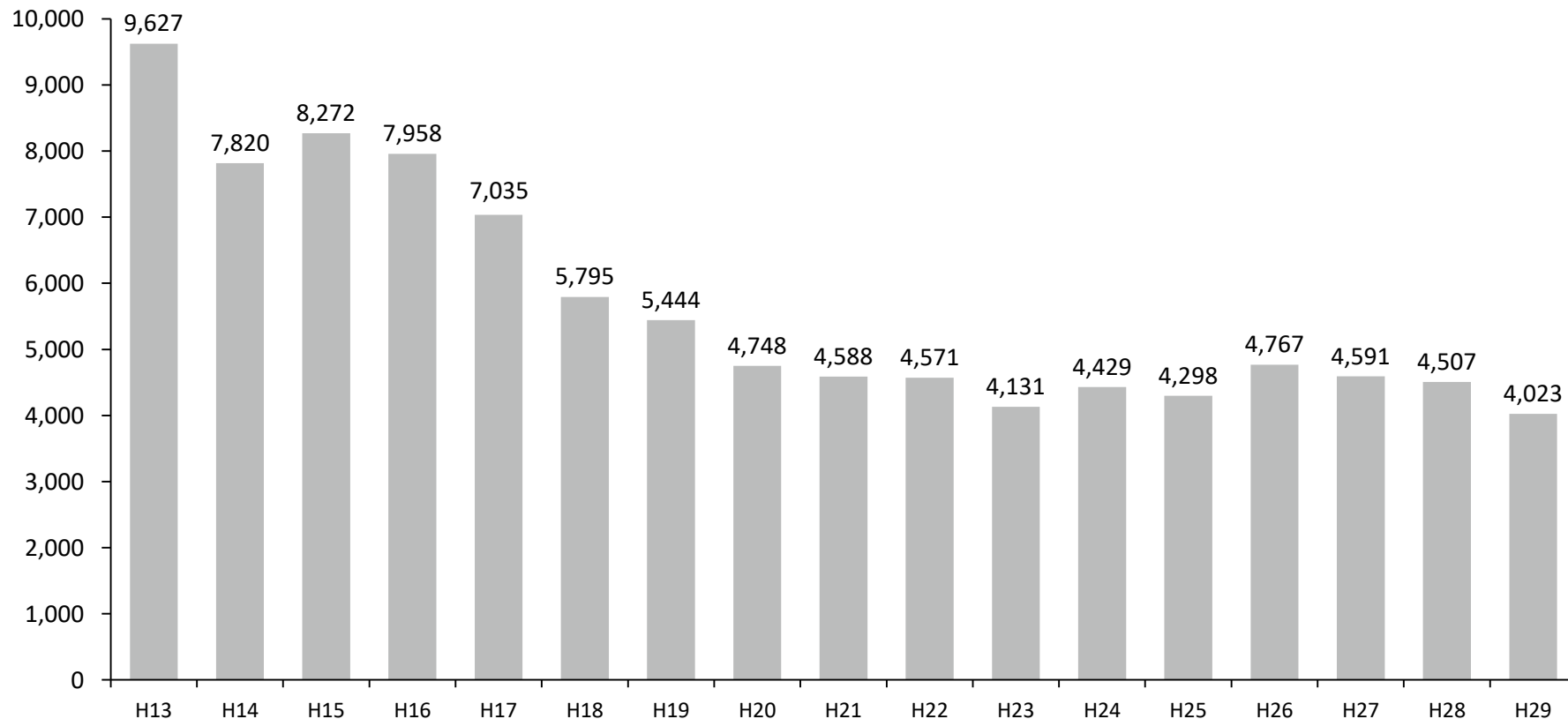


出所: 経済産業省「商業統計」、「経済センサス」

造園工事業の完成工事高の推移(全国)

【造園業市場の動向(全国)】H17年度を境に造園工事業の完成工事高は大きく落ち込み、減少傾向にあったものの、H24年度以降はほぼ横ばいとなっています

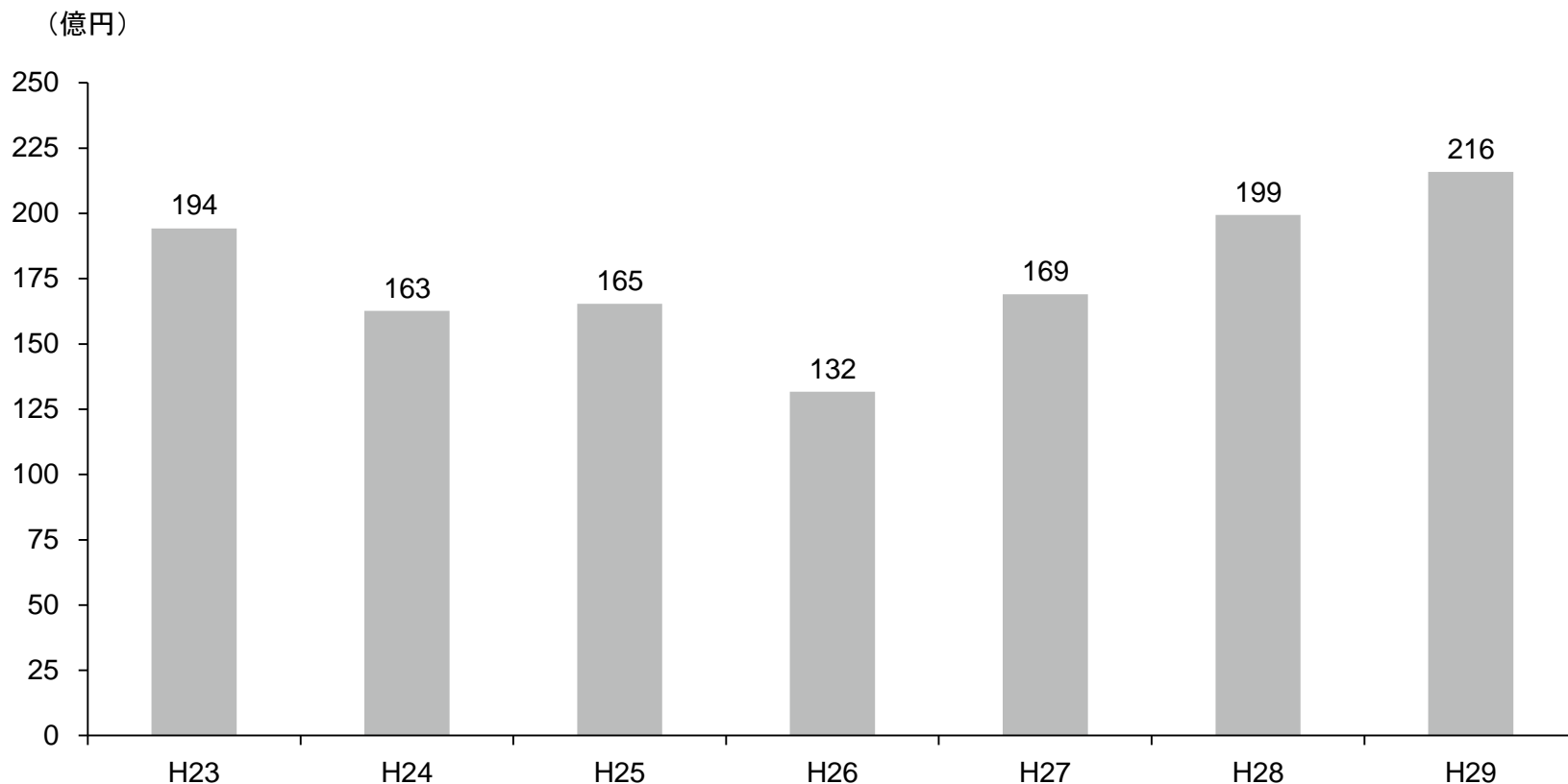
(億円)



出所:国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

造園工事業の完成工事高の推移(岐阜県)

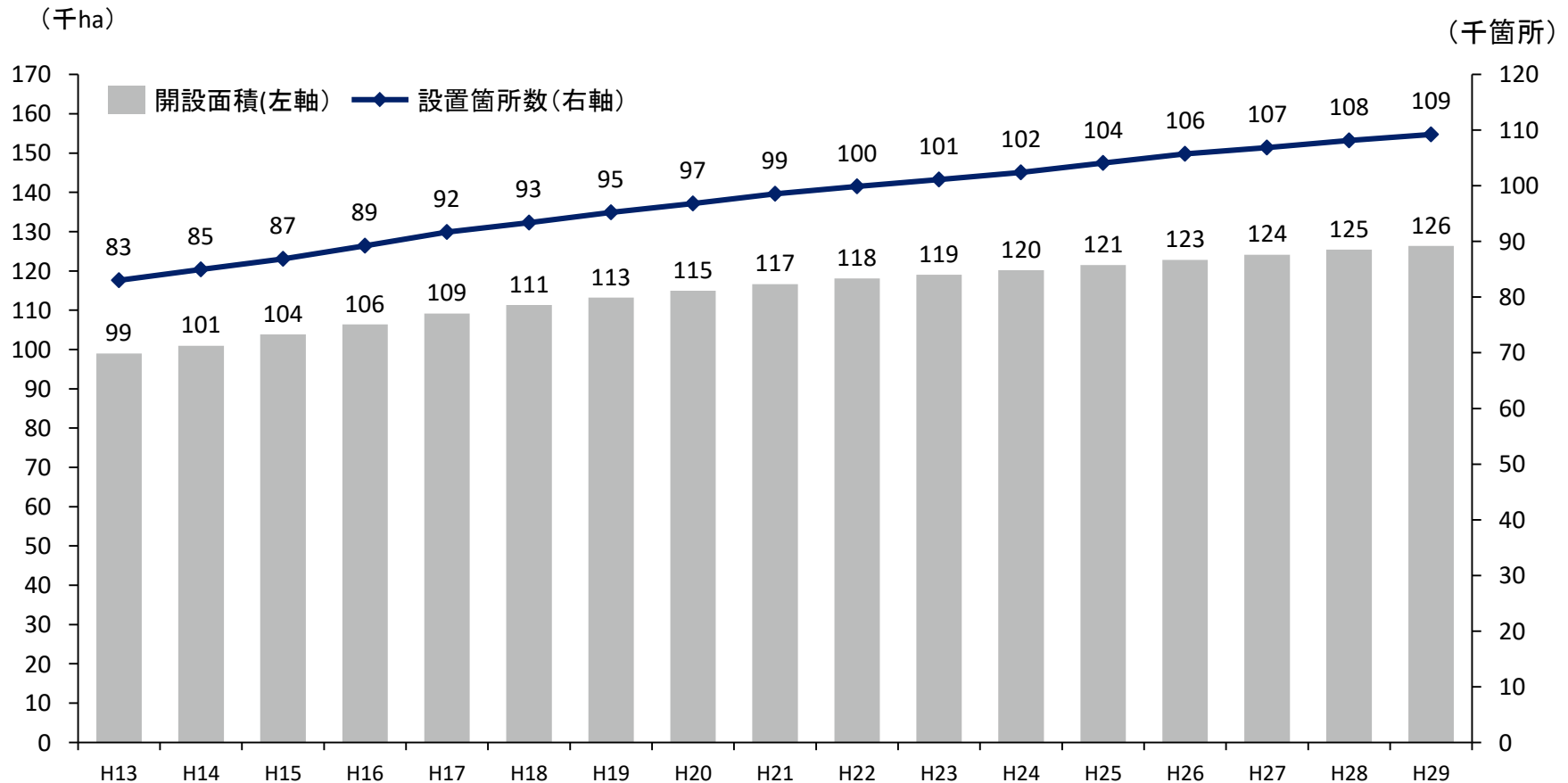
【造園業市場の動向(岐阜県)】岐阜県の完成工事高については、H26年度に底を迎えたものの、直近では増加しており、回復傾向にあります



出所:国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

都市公園等の開設面積の推移(全国)

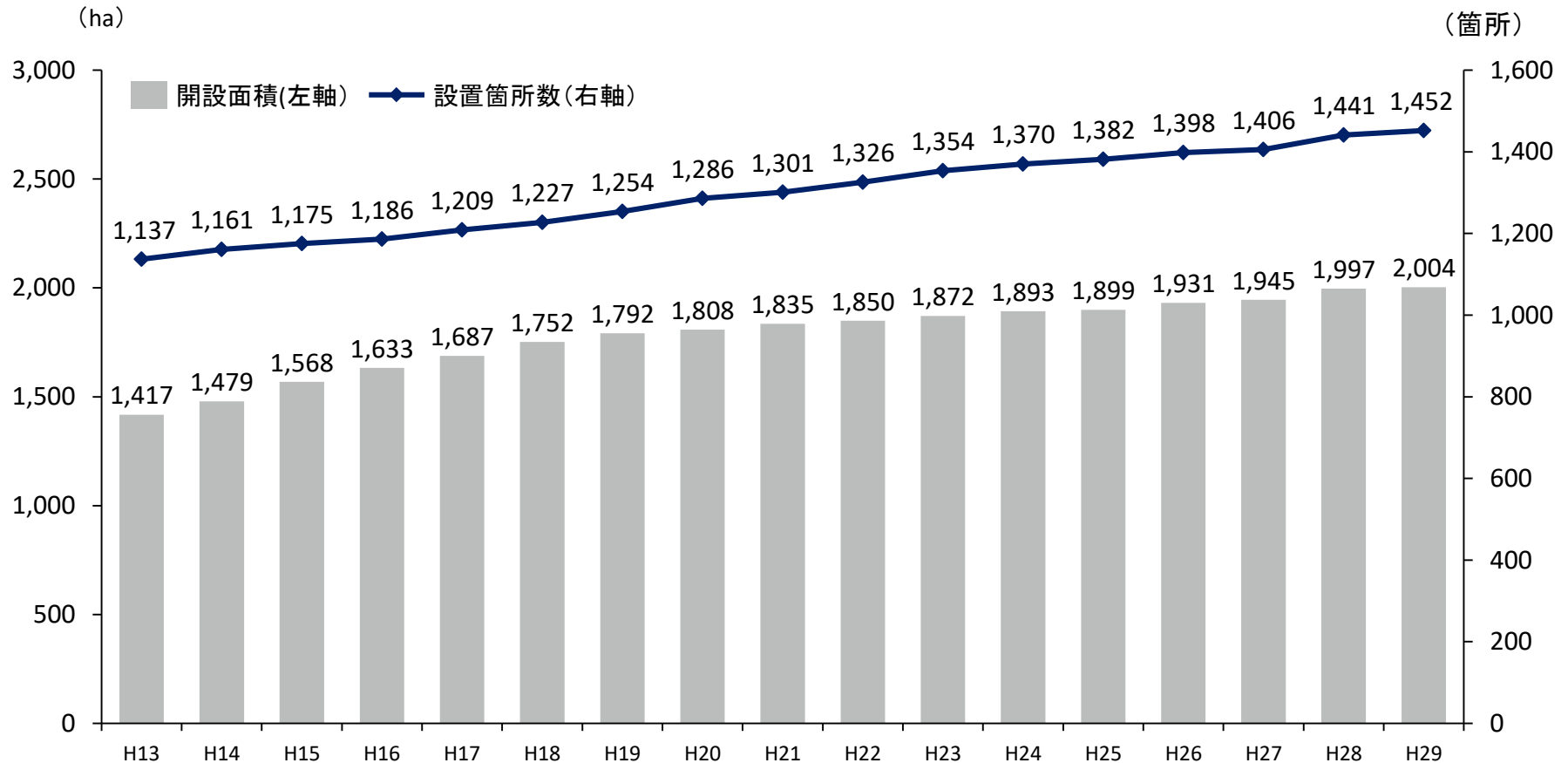
【都市公園の設置(全国)】都市公園の開設面積、設置箇所数は継続的に伸びており、引き続き一定の需要はあると想定される



出所:国土交通省都市局公園緑地・景観課「都市公園等の整備の現況等」

都市公園等の開設面積の推移(岐阜県)

【都市公園の設置(岐阜県)】岐阜県についても、全国のトレンドと同じく、開設面積、設置箇所数は継続的に伸びており、一定の需要はあると想定される



出所:国土交通省都市局公園緑地・景観課「都市公園等の整備の現況等」

岐阜県花きの振興に関する条例

平成二十六年十月十五日条例第七十号

花きには、その色や香り、園芸等の作業を通じた自然とのふれあいにより、人に潤いと安らぎを与える効用がある。

現代社会は、少子高齢化、人間関係の希薄化等の問題を抱えており、これらの問題に対し、花きを活用することにより、子どもの情操教育、高齢者の生きがいがづくり、地域における絆づくり等の面で効果が現れることが期待される。

また、岐阜県は、「清流の国づくり」として、全国レベル又は世界レベルのスポーツ大会の開催や観光誘客に取り組んでおり、日本全国又は世界各国から多くの方々が岐阜県を訪れることが見込まれ、これらの方々を岐阜県の花きでおもてなしし、岐阜県に来て良かった、また訪れたいと思ってもらえることが大切である。

このため、県内において花きが安定的に供給されることにより、家庭、学校、地域等県民の生活のあらゆる場面において花きが活用され、県民一人一人に県外からの来訪者を花きでおもてなしする心が育まれることが必要である。

ここに、全ての県民の参加と協働により、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、花きの振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、花きの振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で心豊かな生活の確保及び美しい郷土づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「花き」とは、鑑賞の用に供される植物をいう。

2 この条例において「園芸福祉」とは、花きの人を癒す効用に着目し、花きを活用した心身の健康の増進、生きがいがづくり等の取組をいう。

3 この条例において「花育」とは、花きの豊かな人間性の涵(かん)養に資する効用に着目し、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組をいう。

(基本理念)

第三条 花きの振興は、花きを活用することにより、県民の心身の健康の増進及び豊かな人間性の涵養に資することを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、花きの振興に関する施策の推進に当たっては、県民、事業者、花き関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。

3 県は、県民が花きの効用に関する理解を深めるため、必要な情報の提供に努めるものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民は、花きの効用を理解し、生活の様々な場面で花きを活用するよう努めるものとする。

2 県民、事業者等は、県外からの来訪者を迎える場合においては、花きでおもてなしするよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第六条 県は、花きの振興に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(推進体制)

第七条 県は、花きの振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(振興計画)

第八条 県は、花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第百二号。以下「法」という。）第三条に規定する基本方針及び基本理念にのっとり、法第四条に規定する振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 県は、振興計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(花きの文化の振興)

第九条 県は、花きの文化の振興を図るため、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民の日常生活において花きの文化が浸透するよう、花きの活用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(花きの日)

第十条 県民の間に花きについての関心と理解を深めるとともに、積極的に花きを活用する意欲を高めるため、花きの日を設ける。

2 花きの日は、八月七日とする。

3 県は、花きについての関心と理解を深めるための啓発活動その他花きの日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(園芸福祉の推進)

第十一条 県は、社会福祉施設、医療機関その他花きの人を癒やす効用を十分に発揮できる施設その他の地域における園芸福祉を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(花育の推進)

第十二条 県は、家庭、学校、地域その他の様々な場において花育を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(花きの安定供給)

第十三条 県は、県民が日常生活において花きを積極的に活用できるよう、県内における花きの十分かつ安定的な供給のために必要な施策を講ずるものとする。

花き振興に関する法律

平成二十六年六月二十七日法律第百二号

(目的)

第一条 この法律は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項
- 三 花き産業の振興のための施策に関する事項
- 四 花きの文化の振興のための施策に関する事項
- 五 花きの需要の増進のための施策に関する事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、花き産業を行う者が組織する団体（以下「花き団体」という。）その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、花きの需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第四条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、花き団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(連携の強化)

第五条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(生産者の経営の安定)

第六条 国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生産性及び品質の向上の促進)

第七条 国及び地方公共団体は、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上（以下「生産性及び品質の向上」という。）を促進するため、花き産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(加工及び流通の高度化)

第八条 国及び地方公共団体は、花きの加工及び流通の高度化を図るため、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(鮮度の保持の重要性への留意)

第九条 国及び地方公共団体は、前二条の施策を講ずるに当たっては、花きの流通に当たりその鮮度をできる限り保持することの重要性に特に留意するものとする。

(輸出の促進)

第十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産された花きの需要の増進に資することに鑑み、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(研究開発事業計画の認定)

第十一条 研究開発事業（花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業であつて、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を行おうとする者（研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発事業の目標
- 二 研究開発事業の内容及び実施期間
- 三 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。
- 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(研究開発事業計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定研究開発事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。）に従つて研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(種苗法の特例)

第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者
 - 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において単に「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において単に「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において単に「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等
- 2 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。
- 一 その登録品種の育成をした者
 - 二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

(報告の徴収)

第十四条 農林水産大臣は、認定研究開発事業者に対し、認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(研究開発の推進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な資材の開発その他花き産業の振興のために必要な研究開発（以下この条において単に「研究開発」という。）の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

(花きの文化の振興)

第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(博覧会の開催等)

第十七条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催若しくは開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国の援助)

第十九条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(花き活用推進会議)

第二十条 政府は、関係行政機関（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。）相互の調整を行うことにより、花きの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、花き活用推進会議を設けるものとする。

(罰則)

第二十一条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

岐阜県立国際園芸アカデミー条例

平成十五年七月十日 条例第四十号

(設置)

第1条 花と緑に関する専門的かつ総合的な知識及び技術を有する人材を育成することにより、花と緑の産業の発展及び文化の振興を促進し、健康でこころ豊かな生活を創造するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、可児市に岐阜県立国際園芸アカデミー（以下「アカデミー」という。）を設置する。

(学科)

第2条 アカデミーに、マイスター科を置く。

(授業料、入学試験料及び入学金)

第3条 アカデミーの授業料、入学試験料及び入学金（以下「授業料等」という。）の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授業料	入学試験料	入学金
一般学生	年額 118,800円	17,000円	169,200円
科目等履修生	一科目 14,800円	9,800円	28,200円
研究生	知事が定める額		

(授業料等の納入期限)

第4条 授業料は、毎年度4月1日から9月30日まで（以下「前学期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「後学期」という。）の2期に区分し、それぞれの期において授業料の年額の2分の1に相当する額を、前学期にあつては4月30日までに、後学期にあつては10月31日までに納入しなければならない。

2 入学試験料は入学願書を提出する際に、入学金は入学手続の際に納入しなければならない。

(返還)

第5条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(免除等)

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は第4条に規定する納入期限（入学試験料に係るものを除く。）を延長することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。